

**温泉配湯事業の譲受検討に係る調査業務委託
質問書に対する回答**

令和8年7月2日 嬉野市 産業部 観光商工課

No.	資料名	頁	項 目	質 問	回 答
1	実施要領	2	5.参加手続き等	(1)①の「エ 業務実績一覧(任意様式)」の記載について、民間企業をクライアントとした実績の場合に「発注機関名」、「業務名」、「業務の概要(取引規模等)」は企業名等を特定できないように記載しても良いでしょうか。	企業名等を特定できない形での記載で差支えない。 ただし、本業務と関連する業務であると判断するために必要な情報は記載すること。
2	実施要領	2	5.参加手続き等	(1)①の「エ 業務実績一覧(任意様式)」の記載について、「業務の概要(取引規模等)」のカッコ内の「取引規模等」は、本業務の内容でいう事業価値(譲受価格)を指しているとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりである。 なお、取引規模として事業価値(譲受価格)を提示することに不都合がある場合は当該案件における貴社の報酬額(本業務でいう委託金額)を記載して差支えない。 いずれの場合も取引規模がどのような内容を示すかを記載すること。 (例;取引規模・・・〇〇〇円(譲受価格))
3	実施要領	4	8. 審査(プレゼンテーション及び質疑)の実施	「(5)プレゼンテーションに要する機材」の記載について、「パソコン、モニターは本市が準備する。」とありますが、スクリーン等に投影して説明することが可能との理解で良いでしょうか。	本市において説明用ノートPC及び接続用65インチモニターを準備予定であり、資料を上記モニターに投影しての説明を可能とする。
4	仕様書	1	3. 業務内容	「(2) 基本合意契約の締結支援」について、現時点で取引相手方の情報開示の協力は得られる見込みと考えるとよろしいでしょうか。また、取引相手方の情報の整備状況はわかるでしょうか。	取引相手方の情報開示の協力は得られる見込みである。 取引相手方の情報の整備状況については、本業務委託契約締結後に協議のうえ共有するものとする。
5	仕様書	1	3. 業務内容	「(2) 基本合意契約の締結支援」について、市が譲受する対象は、配湯事業に関連するものを対象とする(関係のないものは対象外)という理解で良いでしょうか。	配湯事業に関連するものを譲受対象とする想定であるが、詳細は本業務委託契約締結後に協議のうえ決定するものとする。
6	仕様書	1	3. 業務内容	「(3)デューデリジェンス業務」において、設備更新を想定した場合に現時点で把握している物理的に支障となりうるもの(地下埋設物や近隣建造物)はございますでしょうか。	現時点で設備更新時に物理的に支障となりうるものの把握は行っていない。